第十七条の二第四項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十三条の二を削り、第八十三条の二の二を第八十三条の二とし、第八十三条の二の三を第八十三条の二の二とする。

第八十三条の四を次のように改める。

（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の四　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号イに規定する鉄道事業者（同法第二十五条第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により鉄道事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を含む。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に同法第二十四条第二項（同条第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）及び同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物で政令で定めるものの所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の五とする。

第八十四条の二の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十六条第二項中「証する書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第八十六条の七の見出し及び同条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第八十七条の六第十二項及び第八十七条の八第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に、「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第二項」に改める。

第八十八条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第九十条の四の二第二項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の四の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の五第五項、第九十条の六第四項、第九十条の六の二第五項及び第九十条の六の三第四項中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

第九十条の十第三項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第九十一条第一項を削り、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第九十一条の十三中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十一条第一項を削り、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に「不動産譲渡契約書の」を「印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。以下この項及び次条第一項において「不動産譲渡契約書」という。）の」に、「印紙税法別表第一第一号」を「同号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「建設工事請負契約書の」を「印紙税法別表第一第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。以下この項及び次条第一項において「建設工事請負契約書」という。）の」に、「印紙税法別表第一第二号」を「同号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「課税文書が租税特別措置法第九十一条第一項」を「課税文書が租税特別措置法第九十一条第二項」に、「同項に」を「同条第二項に」に改め、同項を同条第三項とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「を提出して」を「若しくは更正請求書を提出して」に改め、「なつたとき」の下に「又は更正の請求をしていたとき」を加える。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十五条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条中「、第四十一条及び第四十一条の二」を「及び第四十一条から第四十一条の三まで」に改める。

第四十一条の二第一項第一号中「いう」の下に「。次条第一項第一号において同じ」を加え、同条第七項中「電磁的記録を含む」の下に「。次条第七項及び第四十七条第一項第三号において同じ」を加える。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第四十一条の三　報告暗号資産交換業者等（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等（同項第二号に規定する営業所等をいう。第三項において同じ。）を通じて暗号資産等取引（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、租税条約等実施特例法第十条の九第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する特定居住地国をいう。次項において同じ。）、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた同号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等（同号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、租税条約等実施特例法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二　当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2　前項に規定する報告対象契約とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含む。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号に規定する特定組合員等を含む。）が締結しているもの